#### 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター研究不正防止委員会設置規程

制定 平成 27年 3 月 31日 付 26健 事 第 2860号 一部改正 平成 30年 7月 31日 付 30健 経 第 2176号

一部改正 令和4年6月29日付4健イ事第524号

一部改正 令和6年9月30日付6健イ事第836号

### (目的)

第1条 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターにおける研究活動上の不正行為、不正 使用の防止を推進するため、研究不正防止委員会(以下「防止委員会」という。)を設置す る。

## (所掌事項)

- 第2条 防止委員会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 不正行為・不正使用の防止に係る研究環境の整備及び改善に関すること
  - (2) 不正行為・不正使用の防止に係る倫理教育及び啓発活動に関すること
  - (3) その他不正行為・不正使用の防止及び対策に関すること

# (組織)

- 第3条 防止委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 理事長
  - (2) センター長
  - (3) 経営企画局長
  - (4) 病院部門副院長
  - (5) 研究部門副所長
  - (6) 経営企画局事務部長
- 2 前項に掲げる委員のほか、理事長が指名する者を委員に加えることができる。

#### (委員長)

- 第4条 防止委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。
- 2 委員長は、防止委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、センター長がその職務を代行する。

## (会議及び議事)

- 第5条 防止委員会は、委員長が招集する。
- 2 防止委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 防止委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

## (委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

# (庶務)

**第7条** 防止委員会の庶務は、健康長寿イノベーションセンター研究支援ユニットにおいて処理する。

### (雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、防止委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が防

止委員会に諮って定める。

# 附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月31日付30健経第2176号) この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則(令和4年6月29日付4健/事第524号) この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則(令和6年9月30日付6健イ事第836号) この要綱は、令和6年10月1日から施行する。